

受動喫煙防止対策の新たなルールが始まります



～東京都受動喫煙防止条例・改正健康増進法 全面施行～

■ 決められた場所以外では、喫煙はできません ■



(都民向けポスター)

○4月1日から、
2人以上の方が利用する施設
(事務所、娯楽施設、運動施設、ホテル、飲食店等)は、
原則屋内禁煙

「とうきょう健康ステーション」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

東京都受動喫煙防止条例

検索